東京都ひとり親家庭支援事業の追加実施について

1.事業目的

本年7月より、ひとり親家庭の生活の安定を図るために実施した、食料品等の生活必要品(以下「食料品等」という。)を提供する「東京都ひとり親家庭支援事業」について、7月以降も、新型コロナウイルスの感染者数が増加しており、収束の兆しが見えない中、ひとり親家庭への経済的な影響が継続していることから、対象者を拡大して支援事業を実施する。

2. 事業対象者及び事業対象者数

(1)事業対象者

以下のいずれかに該当する者。ただし、以下のいずれにも該当する場合にあっても、 食料品等の提供は1回に限り行うものとし、前回実施分において、すでに、食料品等 を提供するためのカタログ及び申込用葉書等(以下「申込書類等」)の送付を受けて いるものを除く。

「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給を受ける者。

令和2年8月1日から令和3年3月31日までの間に新たに東京都内で児童扶養手当を受給することとなった者(令和2年6月分以後いずれかの月分の児童扶養手当の支給を受ける者に限る。)

前回実施の事業対象者は、以下のいずれかに該当する者。

令和2年5月31日を基準日とし、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受ける者。 令和2年7月31日までの間に新たに東京都内で児童扶養手当を受給することとなった者。

(2)事業対象者数 約2,100人 (前回実施の事業対象者数 約2,900人)

3.事業概要

以下のとおり、前回実施と同等の内容を実施する。

対象者に申込書類等を送付する。

対象者は、送付されたカタログから4品(1品目につき概ね2,500円相当)を選び、同封された申込用葉書又は申込用のwebサイトにより申込を行う。

対象者からの申込みに基づき、食料品等の配送を行う。

4.事業における区の事務

東京都は区及び事業者(都委託)と、それぞれ委託契約を締結し、事業を実施する。 区の請負事務は、前回実施と同様、以下のとおり。

- (1)対象者抽出事務
- (2)対象者への申込書類等の送付事務(郵送料は事業者負担)
- (3)対象者ごとの申込書類等の識別番号管理
- (4)対象者からの申込書類等の不達、紛失等についての問い合わせ対応(事業についての問合せは事業者を案内)
- (5)対象者への申込書類等の送付及び当該事業の利用促進に係る広報周知 等
- 5.経費 約25万円(見込) *都委託金10/10 子ども・若者部及び総務部の既存予算において流用対応とする。
- 6.今後のスケジュール(予定)

令和2年10月初旬 都プレス発表、都と区との契約締結

10月中旬 都から区へ申込書類等送付

10月末まで 区から対象者へ申込書類等送付(第1回目)

11月 1日 都広報掲載、区周知(ひとり親メルマガ 等)

その後順次 区から追加対象者へ申込書類等送付

令和3年6月末まで 都(事業者)の最終受付終了